

軽自動車税種別割

※令和元年10月1日から、従来の「軽自動車税」は
「軽自動車税種別割」に名称が変更されました。

市町
村税

軽自動車等を所有している人にかかる税金です。

1 納める方は

市町内に主たる定置場のある軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の所有者。

ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは買主。

2 納める額は

●原動機付自転車及び二輪車等

区分		税率(年額)
		平成28年度から
原動機付 自転車 ※	総排気量0.05リットル以下 定格出力0.6kw以下	2,000円
	二輪 総排気量0.05リットル超 0.09リットル以下 定格出力0.6kw超 0.8kw以下	2,000円
	三輪以上で一定のもの 総排気量0.09リットル超 定格出力0.8kw超	2,400円
	軽自動車 二輪(側車付を含む)	3,700円
二輪の小型自動車		3,600円
		6,000円

※原動機付自転車のうち最高速度20km/h以下、定格出力0.6km以下、長さ1.9m以下、幅0.6m以下は特定小型原動機付自転車

●三輪及び四輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車

区分		税率(年額)	
		初度検査年月 (※1)が平成 27年3月以前	初度検査年月 (※1)が平成 27年4月以降
軽自動車及び 小型特殊自動車 (※2)	三輪	3,100円	3,900円
	四輪以上	乗用 営業用	5,500円 6,900円
		自家用	7,200円 10,800円
		貨物用 営業用	3,000円 3,800円
			自家用 4,000円 5,000円

(※1)「初度検査年月」は、自動車検査証に記載されています。

(※2)農耕作業用のもの、その他のもの等に区分して上記税率とは別に定めている市町があります。

3 申告と納税は

毎年4月1日現在の所有者が、市町から送付される納税通知書により、市町の条例で定められた納期に納めます。

●軽自動車税種別割グリーン化特例

三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の税率は低くなり、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい軽自動車の税率は高くなります。

◎軽自動車税種別割が安くなる場合

◆適用年度

令和3年4月1日から令和8年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車について、取得後最初に課税される年度に適用されます。

◆適用対象

[自家用乗用車]

区分	軽減率
電気自動車	
燃料電池自動車	75%軽減
天然ガス自動車	

[営業用乗用車]

区分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2030年度基準90%達成	50%軽減
2030年度基準70%達成	25%軽減

[軽貨物自動車]

区分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減

注1 天然ガス自動車に適用する排ガス要件:H30規制適合又はH21規制からNO_x10%低減達成に限る。

2 ガソリン車に適用する排ガス規制:平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)に限る。

◎軽自動車税種別割が高くなる場合

※被けん引車、ガソリンハイブリッド軽自動車、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車等は除きます。

◆適用年度

平成28年度分から適用されます。

◆適用対象

最初の新規検査から13年経過した三輪以上の軽自動車は、通常の軽自動車税より次のとおり税率が高くなります。

区分		初度検査から13年を経過した車両の税率(年額)	
軽自動車	三輪		4,600円
	乗用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円